8・1 内航海運の現状

内航海運の平成28(2016)年度輸送量は、3億6,549万トン(前年比1%減)、輸送貨物量と 距離を掛け合わせた輸送活動量は1,804億トンキロ(前年比1.5%減)であった。【資料8-1-1】 他の国内輸送機関の輸送量と比較すると、輸送トンキロベースでは自動車に次ぐ約4割の シェアを持つとともに、昨今のトラックドライバー不足や環境問題を背景としたモーダルシフト推 進の要請もあり、内航海運は国内物流の基幹輸送産業として位置付けられる。

特に、石油、鉄鋼、セメント等の産業基幹物資に係る分野では、内航海運がその大部分を 輸送しており、長距離・大量輸送に適した輸送機関であることを示している。

8・1・1 内航船の船腹量

内航海運事業者の所有する内航船(営業船)の船腹量は、平成29(2017)年3月末現在、合計5,196隻、3,700千総トンで、10年前の平成19(2007)年3月末と比較すると、隻数では14.2%減少しているが、トン数では2.6%増となっている。船種により増減は異なるが1隻当たりの平均総トン数では概ね増加しており、全体的に船舶の大型化が図られている。

【資料 8-1-1-1】

また、船齢別に見ると、船齢 7 年未満の船舶が隻数構成比で 14.3%、総トン数構成比で 26.1%となっている。これに対して、船齢 14 年以上の船舶(老朽船)は隻数で 71.7%、総トン 数で 50.9%となっている。平均トン数は、船齢 7 年未満の船舶では 1,292 総トンであるのに対し、船齢 14 年以上の船舶では 506 総トンであることから、中高齢船には小型船が多いといえる。 【資料 8-1-1-2】

船型別区分では、全体のうち 500 総トン未満の船舶が隻数ベースで 78.4%と大部分を占めている。なかでも、100 総トン以上 200 総トン未満船が 14.7%、400 総トン以上 500 総トン未満船が 19.8%を占めており、いわゆる 199 総トン型、499 総トン型が内航船の一般的な船型になっていることを示している。一方、平均総トン数は、年毎に多少は前後するものの、物流の効率化の要請に対応して大型化の傾向を示しており、平成 28 (2016) 年度末の時点では 712 総トンとなっている。【資料 8-1-1-3】

8・1・2 内航海運事業者

(1) 内航海運事業者

内航海運事業者数は、平成 29(2017)年 3 月末現在で、3,004 社(休止等事業者を除く)である。このうち、登録事業者は運送事業者が 633 社、貸渡事業者が 1,317 社で合計 1,950 社である。届出事業者は運送事業者が 871 社、貸渡事業者が 183 社で合計 1,054 社である。

【資料 8-1-2-1】

また、登録事業者数の推移は資料(【資料8-1-2-2】)の通りである。

(注)登録事業者とは、総り数が100以上または長さ30m以上の船舶による内航運送をする事業または内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者をいう。届出事業者とは、総り数が100元未満かつ長さ30m未満の船舶による内航運送をする事業または内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者をいう。(出典:「内航海運の活動・平成29年度」日本内航海運組合総連合会)

なお、平成17(2005)年4月1日に施行された改正内航海運業法では、許可制が登録制へ と規制緩和されたことにより、許可事業者は登録事業者となった。同時に内航運送業および内 航船舶貸渡業の事業区分も廃止された。

(2)内航海運事業者のうち登録事業者の企業規模

上述の内航海運事業者のうち、登録事業者の資本金別構成は、資料(【資料 8-1-2-3】)の通りで、資本金3億円未満および個人の事業者が全体の94.1%を占めており、とりわけ5,000万円未満の事業者(法人および個人)が85.7%を占めている。運航隻数別にみた運送事業者数は、5隻以上が27.8%を占めている(出所:「内航海運の活動・平成29年度」)。

また、登録運送事業者の扱い船腹を見ると、使用船腹量の構成が 2,000 総トン未満の事業者が 68.6%を占めている。一方、登録貸渡事業者では、貸渡船腹量の構成が 500 総トン未満の事業者が 53.1%となっており、さらに貸渡隻数が1隻しかない事業者が 61.4%を占めている。【資料 8-1-2-4】